

豊橋市上下水道局排水設備指定工事店の指定の取消し等及び責任技術者の登録の取消し等処分に関する取扱基準

(趣旨)

第1条 この基準は、豊橋市上下水道局排水設備指定工事店規程（平成10年豊橋市下水道局規程第3号。以下「規程」という。）第8条の規定により、豊橋市水道事業及び下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が行う豊橋市上下水道局排水設備指定工事店（以下「指定工事店」という。）の指定の取消し若しくは指定の効力の停止について、又は規程第16条の規定による責任技術者の登録の取消し若しくは登録の効力の一時停止について取扱基準を定めるものとする。

(指定工事店等の取消し及び停止の取扱基準)

第2条 管理者は、指定工事店等に別表1に掲げる違反の事実がある場合、当該指定工事店等に対し、同表に掲げる処分を行うものとする。

2 前項に基づき、指定の効力を停止した指定工事店等が、管理者が当該処分を決定した日から起算して2年以内に、指定の効力の停止等処分に相当する違反を繰り返した場合は、指定の取消し等若しくは指定の効力の停止等期間を延長することができるものとする。

3 同時に2以上の違反行為があった場合は、指定の取消し等若しくは指定の効力の停止等期間を延長することができるものとする。

(審査委員会の開催)

第3条 前条第1項及び第2項に該当したときは、規程第19条の規定により審査委員会を開催する。

(委任)

第4条 この基準に定めるもののほか必要な事項は、審査委員会の審議を得て管理者が定める。

附 則

1 この基準は、平成26年4月1日から施行する。

2 「豊橋市上下水道局排水設備指定工事店取扱基準」は、廃止する。

別表1

	違反内容	処分内容	備考
1	不正の手段により指定工事店として指定を受けたとき	指定取消し	規程第8条(1)
2	責任技術者が1名以上専属しなくなったとき	指定取消し	規程第8条(2) 規程第3条(1)
3	次に定める排水設備工事の施工に必要な機械器具を有しなくなったとき ア 金切りノコその他の切断用の機械器具 イ ヤスリその他の加工用の機械器具 ウ 刷毛その他の管の接合用の機械器具 エ 水平器その他の測量用の機械器具 オ スコップその他の土工用の機械器具	指定取消し	規程第8条(2) 規程第3条(2)
4	愛知県内に排水設備工事の事業を行う事業所がなくなったとき	指定取消し	規程第8条(2) 規程第3条(3)
5	ア 指定の申請をした者が成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で、復権していない者であることが判明したとき	指定取消し	規程第8条(2) 規程第3条(4)ア
	イ 指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者であることが判明したとき	指定取消し	規程第8条(2) 規程第3条(4)イ
	ウ 登録を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者であることが判明したとき	指定取消し	規程第8条(2) 規程第3条(4)ウ
	エ その業務に関し不正又は不誠実な行為があると認めるに足る相当の理由がある者		
	・ 道路使用許可等を受けずに工事を施行したとき	指定の効力停止(2か月)	規程第8条(2) 規程第3条(4)エ
	・ 管理者の承認を受けた工法、工期その他の工事上の条件に適合しない工事を施行したとき	指定の効力停止(4か月)	
	・ その施行する工事が下水道施設の機能に障害を与えたとき	指定の効力停止(5か月)	
オ 法人の代表者にあつては、アからエまでのいずれかに該当することが判明したとき	上記ア～エの処分内容に準じる	規程第8条(2) 規程第3条(4)オ	
6	排水設備工事施行の申込みを受け、正当な理由がないにもかかわらず、これを拒んだとき	指定の効力停止(1か月以内)	規程第8条(3) 規程第6条第2項(1)
7	排水設備工事を、不適正な工費で施行し、又は工事契約に際しては、工事金額、工事期限その他の必要事項を明確に示さなかったとき	指定の効力停止(1か月以内)	規程第8条(3) 規程第6条第2項(2)
8	排水設備工事の全部又は大部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせたとき	指定の効力停止(2か月)	規程第8条(3) 規程第6条第2項(3)
9	指定工事店としての自己の名義を他の業者に貸与したとき	指定の効力停止(2か月)	規程第8条(3) 規程第6条第2項(4)
10	排水設備の計画に係る管理者の確認を受けずに排水設備工事を施行したとき	指定の効力停止(1か月以内)	規程第8条(3) 規程第6条第2項(5)
11	排水設備工事を責任技術者の監視下で設計し、及び施工しなかったとき	指定の効力停止(2か月)	規程第8条(3) 規程第6条第2項(6)
12	排水設備工事を施工するときに、工事現場に指定工事店名を記載した標識を掲示しなかったとき	指定の効力停止(1か月以内)	規程第8条(3) 規程第6条第2項(7)
13	排水設備工事を完了したときに、当該工事を担当した責任技術者の立会いのうえ、管理者が実施する完了検査を受けなかったとき	指定の効力停止(1か月以内)	規程第8条(3) 規程第6条第2項(8)
14	完了検査の結果、排水設備工事が不完全と認められたときに、改修を行わなかったとき	指定の効力停止(1か月以内)	規程第8条(3) 規程第6条第2項(9)
15	指定工事店は指定要件を欠くに至ったとき又は、事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときに速やかに届出書を提出しなかったとき又は虚偽の届出をしたとき	指定の効力停止(1か月以内)	規程第8条(4) 規程第7条第1項
16	指定工事店名等について、変更があったときに届出書を提出しなかったとき、又は虚偽の届出をしたとき	指定の効力停止(1か月以内)	規程第8条(4) 規程第7条第2項
17	業務に関し、不誠実な行為がある等管理者が指定工事店として不適当と認められたとき	指定の効力停止(6か月)	規程第8条(5)
18	不正の手段により責任技術者の登録を受けたとき	登録取消し	規程第16条(1)
19	成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で、復権していない者であることが判明したとき	登録取消し	規程第16条(2)
20	責任技術者が、下水道に関する法令、条例、規程その他管理者が定めるところに従い、排水設備工事の設計、施工及び監理に当たらなかったとき	登録の効力停止(2か月)	規程第16条(3) 規程第13条第1項
21	責任技術者が担当した工事がしゅん工したときに、管理者が実施する完了検査に立ち会わなかったとき	登録の効力停止(1か月以内)	規程第16条(3) 規程第13条第2項
22	不正の手段により責任技術者の被登録資格を得たとき	登録取消し	規程第16条(4)
23	業務に関し、不誠実な行為がある等管理者が責任技術者として不適当と認められたとき	登録の効力停止(4か月)	規程第16条(5)